経済産業省

制定 平成23・03・31資庁第3号 改正 20120727資庁第4号 改正 20140611資庁第3号 改正 20150327資庁第2号 改正 20180329資庁第5号 改正 20190329資庁第14号 改正 20200701資庁第2号 改正 20220325資庁第9号 改正 20240327資庁第7号 改正 20250319資庁第5号 最終改正 20250513資庁第5号 最終改正 20250513資庁第2号

資源エネルギー庁行政文書管理規則を次のように制定する。

平成23年4月1日

資源エネルギー庁長官 細野 哲弘

資源エネルギー庁行政文書管理規則

目次

第1章 総則

第2章 管理体制

第3章 作成

第4章 整理

第5章 保存

第6章 行政文書ファイル管理簿

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

第9章 研修

第10章 秘密文書等の管理

第11章 補則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。 以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、資源エネルギー庁にお ける行政文書の管理について必要な事項を定めることにより、行政文書の適 正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとと もに、資源エネルギー庁の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明す る責務が全うされるようにすることを目的とする。

(意義)

第2条 行政文書の管理は、前条に掲げられた責務を全うするための前提となる業務であるとともに、資源エネルギー庁における意思決定の一層の合理化及び明確化、事務及び事業に関する情報共有の促進、業務環境の改善等に寄与し、よってその事務及び事業を適正かつ能率的に遂行していくための基盤となる業務である。

(定義)

- 第3条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1)「行政文書」とは、資源エネルギー庁の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)であって、資源エネルギー庁の職員が組織的に用いるものとして、資源エネルギー庁が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げるものを除く。
 - (2)「行政文書ファイル等」とは、資源エネルギー庁における能率的な事務又 は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連 を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。) を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及び単 独で管理している行政文書をいう。
 - (3)「行政文書ファイル管理簿」とは、資源エネルギー庁における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
 - (4)「新文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画 (平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。) に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。
 - (5)「部等」とは、経済産業省組織令(平成12年政令第254号)に定める 部及び長官官房各課をいう。
 - (6)「課等」とは、経済産業省組織令に定める本庁の内部部局に置かれる課及 び資源エネルギー庁職制規程(平成13・01・06資庁第1号)第6条

第1項及び第7条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれる室 並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第4条 資源エネルギー庁に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、次長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- (2) 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- (3) 行政文書の管理に関する研修の実施
- (4)組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
- (5) 行政文書ファイル保存要領その他のこの訓令の施行に関し必要な細則の 整備
- (6) その他行政文書の管理に関する事務の総括

(総括文書管理者代理)

- 第5条 資源エネルギー庁に総括文書管理者代理1名を置く。
- 2 総括文書管理者代理は、総括文書管理者が指名する者をもって充てる。
- 3 総括文書管理者代理は、命を受け、資源エネルギー庁における行政文書の 管理の適正な実施に係る総括文書管理者の事務を代理する。

(副総括文書管理者)

- 第6条 資源エネルギー庁に副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、長官官房総務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第4条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(主任文書管理者等)

- 第7条 主任文書管理者は、当該部等における文書管理の責任者として、各部 等の長をもって充てる。
- 2 主任文書管理者は、当該部等の保有する行政文書について、当該部等における行政文書の管理に関する事務を総括する。
- 3 主任文書管理者はあらかじめ、当該部等に属する職員のうちから、副主任 文書管理者を指名することができる。
- 4 副主任文書管理者は、主任文書管理者の命を受けて、当該主任文書管理者を補佐する。

(文書管理者等)

- 第8条 文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、課等 の長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うも のとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- (5)管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成(第3章)、標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」 という。)の作成(第16条第1項)等による行政文書の整理その他行政文 書の管理に関する職員の指導等
- 3 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。
- 4 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者にその 氏名又は役職等を報告しなければならない。

(監査責任者等)

- 第9条 資源エネルギー庁に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、総務課長をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 4 監査責任者は、あらかじめ、資源エネルギー庁に属する職員のうちから、 監査担当者を指名することができる。
- 5 監査担当者は監査責任者の命を受けて、当該監査責任者を補佐する。

(職員の責務)

第10条 資源エネルギー庁の職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及 び訓令等並びに総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従 い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第11条 資源エネルギー庁の職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の 規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、資源エネルギー庁にお ける経緯も含めた意思決定に至る過程並びに資源エネルギー庁の事務及び事 業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事 案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

第12条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同

表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

- 2 前条の文書主義の原則に基づき、資源エネルギー庁内部の打合せや資源エネルギー庁外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。
- 3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策 事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将 来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重 大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するため に行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重 要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館(以下 「国立公文書館」という。)へ移管する文書として、記録を作成するものとす る。
- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第13条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容 について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認す るものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、 その指示を行った者の確認も経るものとする。
- 2 資源エネルギー庁の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、資源エネルギー庁の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 文書の作成に当たっては、常用漢字表 (平成22年内閣告示第2号)、現代 仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方 (昭和48年内閣告示第2号) 及び外来語の表記 (平成3年内閣告示第2号) 等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。
- 4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第14条 資源エネルギー庁の職員は、次条及び第16条の規定に従い、次の 各号に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保 存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル) にまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存 期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第15条 行政文書ファイル等は、資源エネルギー庁の事務及び事業の性質、 内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた 業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなけれ ばならない。

(保存期間)

- 第16条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表 しなければならない。
- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第14条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第14条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第14条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第14条第1号の保存期間の設定においては、前2項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
 - (1) 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - (2) 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - (3) 出版物や公表物を編集した文書
 - (4) 資源エネルギー庁の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - (5) 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - (6) 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - (7)保存期間表において、保存期間を 1 年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

- 7 第14条第1号の保存期間の設定においては、通常1年未満の保存期間を 設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含 む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年 以上の保存期間を設定するものとする。
- 8 第14条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第14条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第14条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルに まとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年 度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日で あって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月 1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認 める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である 期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書フ ァイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

- 第17条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、 行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- 2 前項の要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 紙文書の保存場所・方法
- (2) 電子文書の保存場所・方法
- (3) 引継手続
- (4) その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

- 第18条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、 適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。
- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第19条 資源エネルギー庁における行政文書ファイル等の集中管理について は、行政文書ファイル保存要領に従い、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第20条 総括文書管理者は、資源エネルギー庁の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下、「施行令」という。)第11条に基づき、新文書管理システムをもって調製するものとする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネット公表するとともに、あらかじ め定めた事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第21条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル 等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第11条第 1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第 42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合 には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第22条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、 保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満 了したときの措置を定めなければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、 定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜、第24条第2項の内閣府への協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

第23条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項 に定めるところにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することが できる。

(移管又は廃棄)

- 第24条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した 行政文書ファイル等について、第22条第1項により定めた措置に基づき、 国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル 等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に 協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意 が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協 議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の 満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。
- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、 第16条第6項第1号から第7号までに該当しないものについて、保存期間 が満了し、廃棄しようとするときは、第16条第4項、第5項、及び第7項 に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、資源エネ ルギー庁は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのよ うな類型の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期 間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第 16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館におい て利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の 同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合 には、利用制限を行うべき情報が含まれている旨及び利用制限を行うべき理

由について、記載するものとする。なお、利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応を行うものとする。

- 5 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 6 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書 ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要 な措置を講ずるものとする。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第25条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、 少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を主任文書管理者を経由して 総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、必要があると認めるときは、 主任文書管理者に対し、当該局等に属する課等の行政文書の管理状況につい て点検を行うことを命じることができる。この場合において、主任文書管理 者は、速やかに点検を実施し、遅滞なく、その結果を総括文書管理者及び総 括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 4 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第26条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者及び総括文書管理者代理に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び総括文書管理者代理は、前項の報告を受けたときは、 速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内 容、影響等に応じて、資源エネルギー庁長官に報告し、公表等の措置を講ず るものとする。

(管理状況の報告等)

- 第27条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、主任文書管理者からの報告を基に、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地

調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

3 総括文書管理者は、内閣府から、法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第28条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的 に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な 研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年 度一回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、 各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第29条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

第30条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108 号) 第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。) である情報を記録 する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の 保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及び その解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成 26年10月14日閣議決定)及び同令第11条第1項の規定に基づき定めら れた資源エネルギー庁における特定秘密の管理に関する規程(201412 10資庁第4号)に基づき管理するものとする。また、重要経済安保情報 (重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第 3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)を記録する行政 文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の 保護及び活用に関する法律施行令 (令和7年政令第26号)、重要経済安保情報 の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一 的な運用を図るための基準(令和7年1月 31 日閣議決定)及び同令第 11 条 第1項の規定に基づき定められた資源エネルギー庁重要経済安保情報保護規 程(20250501資庁第5号)に基づき管理するものとする。

(特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

- 第31条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の種類に区分し、指定するものとする。
 - (1)極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書
 - (2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせて はならない情報を含む極秘文書以外の行政文書
- 2 秘密文書の指定は、極秘文書については各部等の長が(ただし、長官官房 各課にあっては次長が)、秘文書については各課等の長が期間(極秘文書につ いては5年を越えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めてそ れぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)、そ の指定は必要最小限にとどめるものとする。
- 3 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。 以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を 要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。 また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができない ものとする。
- 4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- 5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- 第32条 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- 2 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 3 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、主任文書管理者からの報告を基に、毎年度、資源エネルギー庁長官に報告するものとする。
- 4 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 5 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(特別の定め)

第33条 法律及びこれに基づく命令により、行政文書の保存その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合においては、 当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる ものとする。

(細則)

第34条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。 2 この訓令の運用にあたっては、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平 成23年4月1日制定)を参酌するものとする。

附 則 (平成23・03・31資庁第3号)

- 1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 1に掲げる施行の日から新文書管理システムを導入するまでの間、総合的 な文書管理システムの整備について(平成12年3月29日各省庁事務連絡 会議了承)に基づき資源エネルギー庁が文書管理の実態に即した仕様で整備 した総合的な文書管理システムを新文書管理システムとみなす。
- 3 次の規程は、廃止する。

資源エネルギー庁行政文書管理規程(平成13・01・06資庁第5号) 原子力安全・保安院行政文書管理規程(平成17・03・31原院第12号)

4 次の基準は、廃止する。

資源エネルギー庁行政文書分類基準及び資源エネルギー庁行政文書分類基準表(平成13・03・30資庁第3号)

原子力安全・保安院行政文書分類基準(平成17・03・31原院第16号)

附 則 (20120727 資庁第 4 号)

この訓令は、平成24年9月19日から施行する。

附 則 (20140611 資庁第 3 号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。 附 則 (20150327 資庁第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (20180329 資庁第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(20190329資庁第14号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (20200701 資庁第2号)

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。 附 則(20220325 資庁第9号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)

第2条 この訓令による改正後の資源エネルギー庁行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第16条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。

- 第3条 新規則第16条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1 日以後である行政文書について適用する。
- 第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則 (20240327 資庁第7号)

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 第2条 この訓令による改正後の資源エネルギー庁行政文書管理規則第22条第3項及び別表第2の2(6)の①のただし書の規定は、電子決裁システム(EASY)が改修された日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則 (20250319資庁第5号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (20250513資庁第2号)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年5月16日から施行する。

別表第1 (別紙のとおり)

別表第2 (別紙のとおり)

別表第1 行政文書の保存期間基準

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
法令	合の制定又は改廃	及びその経緯			
1	法律の制定又 は改廃及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書(一の項 イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ) ③立案の検討に関する調査研究文書(一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・配付答申、最終答 ・中間答申、最終答 申中、生議、長言 ・外国・自治、時に関係では、関係では、関係を表して、対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
		(2)法律案 の審査 (3)他の行 政機関 との協 議	法律案の審査の過程が記録 された文書 (一の項ロ) 行政機関協議文書 (一の項 ハ)		・法制局提出資料 ・審査録 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書(一の項ニ) 国会審議文書(一の項へ)		 ・5点セット(要綱、 法律案、理由、新旧 対照条文、参照条 文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料 ・議員への説明
		議	四云 俄成又 盲 (のない)		・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録・内閣意 見案・同案の閣議請 議書
		(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書(一 の項ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)
		(7)解釈又 は運用 の基準 の設定	①解釈又は運用の基準の設 定のための調査研究文書 (一の項チ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
			②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書(一 の項チ)		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
2	条約その他の 国際約束の締	(1)締結の 検討	① 外国(本邦の域外にあ る国又は地域をいう。	30年	・交渉開始の契機 ・交渉方針

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
	結及びその経 緯		以下、同じ。)との交 渉に関する文書及び解 釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書 (二の項イ及び二) ② 他の行政機関の質問若		・想定問答 ・逐条解説 ・各省への協議案
			しくは意見又はこれら に対する回答に関する 文書その他の他の行政 機関への連絡及び当該 行政機関との調整に関 する文書(二の項ロ)		・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答
			③ 条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈 又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (二の項ハ及びニ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・情報収集・分析
		(2)条約案 の審査	条約案その他の国際約束の 案の審査の過程が記録され た文書(二の項ハ)		・法制局提出資料 ・審査録
		(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書(二の項ニ)	20年 (保存期間流	・閣議請議書・案件表・配付資料
		(4)国会審 議	国会審議文書(二の項ニ)	了措 産 産 世 と た	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(5) 締結	条約書、批准書その他これ らに類する文書(二の項 ホ)	文(協係定して書経力等型、は	・条約書・署名本書・調印書・批准・受諾書・批准書の寄託に関する文書・合意文書
		(6)官報公示 その他 の公布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書(二 の項ニ)	要性が の)い つい は30 年)	・官報 ・公布裁可書(御署名 原本) ・公表資料
3	政令の制定又 は改廃及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書(一の項 イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		②立案の検討に関する審議 会等文書 (一の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言
		③立案の検討に関する調査 研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
	(2)政令案 の審査 (3)意見公 募手続	政令案の審査の過程が記録 された文書(一の項ロ) 意見公募手続文書(一の項 ハ)		・法制局提出資料 ・審査録 ・政令案 ・趣旨、要約、新旧対 照条文、夢題領 ・意見公募見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由
	(4)他の行 政機関 への協 議	行政機関協議文書 (一の項ハ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答
	(5)閣議	閣議を求めるための決裁文 書及び閣議に提出された文 書 (一の項ニ)		 ・5点セット(要綱、 政令案、理由、新旧 対照条文、参照条 文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	(6)官報公 示その 他の公 布	官報公示に関する文書その 他の公布に関する文書(一 の項ト)		・官報 ・公布裁可書(御署名 原本)
	(7)解釈又 は運用 の基準 の設定	①解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (一の項チ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
		②解釈又は運用の基準の設 定のための決裁文書(一 の項チ)		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
4	省令その他の 規則の制定又 は改廃及びそ の経緯	(1)立案の 検討	①立案基礎文書 (一の項 イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議 会等文書(一の項イ)		・開催経緯・諮問・議事の記録・配付資料・中間報告、最終報告、提言
			③立案の検討に関する調査 研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
		(2)意見公 募手続	意見公募手続文書(一の項ハ)		・省令案・規則案 ・趣旨、要約、新旧対 照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見
					・提出意見を考慮した 結果及びその理由
		(3)制定又 は改廃	省令その他の規則の制定又 は改廃のための決裁文書 (一の項ホ)		・省令案・規則案 ・理由、新旧対照条 文、参照条文
		(4)官報公 示 (5)解釈又	官報公示に関する文書(一 の項ト) ①解釈又は運用の基準の設		・官報 ・外国・自治体・民間
		は運用の基準の設定	定のための調査研究文書 (一の項チ)		・
B = ~1	X 88 67 47 -1 101 -1		②解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書(一の項チ) れる会議又は省議(これらに達	4. 12 - 1	・逐条解説・ガイドライン・訓令、通達又は告示・運用の手引

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議 (これらに準ずるものを含む。)の決定又は 了解及びその経緯

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
閣議の決定又 は了解及びそ の経緯	(1)予算に関する閣談の予算の水の国会の関連のののののののののののののののののののののののののののののののののの	①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出された 文書 (三の項イ)	20年	・歳入歳出概算 ・予算書(一般会計・ 特別会計・政府関係 機関) ・概算要求基準等 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		②予算その他国会に提出された文書(三の項ハ)		・予算書(一般会計・ 特別会計・政府関係 機関)・予算参考資料
	(2) 決関閣求びの提の重経 にるの及算会そのな	①閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出され た文書 (三の項イ)		・決算書(一般会計・ 特別会計・政府関係 機関) ・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
	112 114	②決算に関し、会計検査院 に送付した文書及びその 検査を経た文書(三の項 ロ) ③歳入歳出決算その他国会		・決算書(一般会計・ 特別会計・政府関係 機関)(会計検査院 保有のものを除 く。) ・決算書(一般会計・
		に提出された文書(三の 項ハ)		特別会計・政府関係 機関)
	(3)質問主 意書に 対す 答字に を 関する	①答弁の案の作成の過程が 記録された文書(四の項 イ) ②閣議を求めるための決裁		・法制局提出資料・審査録・答弁案
	関 閣議 就 国 び 国 対 に 対 す	文書及び閣議に提出され た文書(四の項ロ)		・閣議請議書 ・案件票 ・配付資料
	る答弁 その他 の重要 な経緯	③答弁が記録された文書 (四の項ハ)		・答弁書
	(4)基本方 針、基 本計画 又は白 書その	①立案基礎文書(五の項 イ)		・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示
	書での 他の閣 議に付			・政務三役会議の決定

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		さ案関立検びのそのなれ件す案討閣求の重経をにるの及議め他要緯	②立案の検討に関する審議 会等文書 (五の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 ・中間報告、最終 報告、建議、提言
		(1の 項から 4ので まび び	③立案の検討に関する調査研究文書(五の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・任意パブコメ
		項(1)か ら(3)ま でにる げるを い	④行政機関協議文書(五の 項ロ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答
		<.)	⑤閣議を求めるための決裁 文書及び閣議に提出され た文書(五の項ハ)		・基本方針案・基本計画案・白書案・閣議請議書・案件表・配付資料
6	関のれれのの原係長るに変雑で会準されるにを変がいる。これであるにないのではいいのである。これではいいののではいいののののののののののののののののののののののののののののの	関係のされたのでると、関係のされたのでのである。これでは、対しているのでは、対している。	①会議の決定又は了解に係 る案の立案基礎文書 (六 の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・総理指示
	同じ。)の決定又は了解及びその経緯)決 検討及び他	②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書(六の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
		な経緯	③会議の決定又は了解に係 る案の検討に関する行政 機関協議文書 (六の項 イ)		・各省への協議案 ・各省からの質問・意 見 ・各省からの質問・意 見に対する回答
			④会議に検討のための資料 として提出された文書 (六の項ロ)及び会議 (国務大臣を構成員とす る会議に限る。)の議事		・配付資料 ・議事の記録
			る云磯に限る。)の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書(六の項ハ)		・決定・了解文書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
7	省準含にじ又そのの同決及の同決及である。はのの同決及のの同決及がある。はのにある。こののの同決及のの同決及がある。このののにはのの同決及の同決及のののにはのののにはのののには、と呼びのののには、というのののには、というのののでは、というのののでは、というののでは、というののでは、というののでは、というののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	省議はす検の権の了る討重のでする計画を定に案のな	①省議の決定又はでない。 ②省議の決定を基礎文字書(七の項イ) ②省議の項子とは関するでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条介を ・条介を ・表的で ・大臣指示 ・外国の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係の ・関係
	女の行政機関によ この経緯	る申合せ又は	他の行政機関若しくは地方公	共団体に対	対して示す基準の設定及
8	ででである。	複機申す検のへのな物関合る討行の他経のにせ立及政協の緯のにというのにというでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	①申合せに係る案の立案基では、の項イ) ②申合はに係るの項をです。のでは、のでででででででででででででででででででででででででででででででででで	10年	・基本計画 ・基本計画の ・基本計画のの ・基本を ・表を ・一般で ・一般で ・一般で ・一般で ・一般で ・一般で ・一般で ・一般で
9	他の行政機関	基準の設定	①立案基礎文書(九の項	10年	・基本方針
	に対して示す 基準の設定及 びその経緯	に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	イ) 		・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
			②立案の検討に関する審議 会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査 研究文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
			④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書(九の項ロ)		・基準案
			⑤基準を他の行政機関に通 知した文書(九の項ハ)		・通知
10	地方公共団体 に対して示す 基準の設定及 びその経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	①立案基礎文書 (九の項 イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議 会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料・中間答 申、最終答申、中間 報告、最終報告、建 議、提言
			③立案の検討に関する調査 研究文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
			④基準を設定するための決 裁文書その他基準の設定 に至る過程が記録された 文書(九の項ロ)		・基準案
個力	 又は法人の権利	 	⑤基準を地方公共団体に通知した文書(九の項ハ) びその経緯		・通知

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
11	11 個人の権利義 務の得喪及び その経緯	(1) 手(5律8第9口査準2	①立案の検討に関する審議 会等文書 (十の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言
		号処準号行導及法条準期関ハ分、二政指び第の的間すの基同の指針同6標なにる	②立案の検討に関する調査 研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の 項)		・外国・自治体・民間 ・外国・自治体・ ・関係の ・関係でする。 ・関係でする。 ・関係でする。 ・関係でする。 ・関係でする。 ・関係でする。 ・選挙できる。 ・選挙できる。 ・提出のできる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		対象を表現のである。	④行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)		・審査基準案・処分基 準案・行政指導指針 案 ・標準処理期間案
		(2) 行法条号可下可いに重緯 政第第の等「等う関要 3 許(許」。すな	許認可等をするための決裁 文書その他許認可等に至る 過程が記録された文書(十 一の項)	1(公館移措ときをたにる又認のがすに特の国文へ管置るこ定も限。は可効消る係定年立書ののをべとめの)許等力滅日る日	・審査案・理由

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
	(3) 行法条号利分下利分いうにるな政第第の益(「益」 。関重経手24不処以不処と)す要緯	不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書 (十二の項)	以年処さ日る日 5 がる係定降	・処分案 ・理由 ・聴聞通知
	(4) 補に算のに法和法7第1助い下じ交す補等助係の適関律3律92項金う同。付る助 金る執正す(0第号条の等。)に重金 等予行化る昭年1)第補を以 の関要	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ) ②交付のための決裁文書そ の他交付に至る過程が記 録された文書(十三の項 ロ) ③補助事業等実績報告書 (十三の項ハ)	交係業了日る日 5付るがすに特以年に事終る係定後	・交付規則・交付要 綱・実施要領 ・審査要領・選考基準 ・審査案 ・理由 ・交付決定通知 ・実績報告書
	な(5) (5) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ) ②審議会等文書(十四の項ロ) ③裁決、決定その他の処分をするための決裁るをあるための決裁るをの他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ) ④裁決書又は決定書(十四の項ニ)	裁はそのがる係定後年決決の処さ日る日1又定他分れに特以0	 ・不服申立書 ・録取書 ・諮問 ・議事の記録 ・配門資料 ・答申、建議、意見 ・弁所書 ・方言見書 ・裁決・決定書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		(6) 国政を者るのそのにるな又機当と訴提の訴関重経は関事す訟起他訟す要緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立 証に関する文書(十五の 項ロ) ③判決書又は和解調書(十 五の項ハ)	訴終る係定後年訟結日る日1	 ・訴状 ・期日呼出状 ・答準書 ・準備書面 ・各頭書 ・正計 ・書証 ・判決書 ・和解調書
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) (1) (1) (1) (1) (2) 名の基同の基同の指針同6標なにるのそのなで続え条号審準号処準号行導及法条準期関立検の重経政法条号審準号処準号行導及法条準期関立検の重経手第第口査、ハ分、二政指び第の的間す案討他要緯	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項) ②立案の検討に関する調査研究文書(十の項) ③意見公募手続文書(十の項) ④行政審査基準、同号のの基準及び高場を定めるため	10年	・相解 ・開経 ・開経 ・開経 ・開経 ・開経 ・の資答中、 ・の質答中、 ・の団リ基・ ・の団リ基・ ・の団リ基・ ・の団リ基・ ・の団リ基・ ・の間リ基・ ・の間リ基・ ・の間リ基・ ・の間リ基・ ・の間り基・ ・の間りをでいる。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・の間のである。 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・のでは、 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でい。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・でいる。 ・
		(2)許認可等 に関す る重要 な経緯	の決裁文書(十の項) ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項) 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	1(公館移措ときを年立書ののをべとめ	・標準処理期間案 ・審査案 ・理由

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
			たにる又認のがすに特以年も限。は可効消る係定後の)許等力滅日る日5	
	(3)不利益処 分に関 する重 要な経 緯	不利益処分をするための決 裁文書その他当該処分に至 る過程が記録された文書 (十二の項)	処さ日る日 おる係定後 5年	・処分案 ・理由 ・聴聞通知
	(4)補助金等 の地方 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	①交付の要件に関する文書 (十三の項イ)	交 係 業 了 日 に 事 終 る 係 る 係 る 係 る 係 る 係 る 係 る 係 る 係 る 係 る	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準
	す付むにるなるを。関重経	②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ) ③補助事業等実績報告書	る特定 日以 5年	審査案・理由・交付決定通知・実績報告書
	(5)不服申立 てに関 する審 議会等	(十三の項ハ) ①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	裁決の処が	・不服申立書・録取書
	に る そ の 重 経 な 経	②審議会等文書(十四の項 ロ)	さ日る保定 日の日 10年	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見
		③裁決、決定その他の処分 をするための決裁文書そ の他当該処分に至る過程 が記録された文書(十四 の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書
		④裁決書又は決定書(十四 の項ニ)		・裁決・決定書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		(6) 国政を者るのそのにるな又機当と訴提の訴関重経は関事す訟起他訟す要緯	①訴訟の提起に関する文書 (十五の項イ) ②訴訟における主張又は立 証に関する文書(十五の 項ロ)	訴終る係定後年訟結日る日1	・訴状 ・期日 学 ・ 学 ・ 準 ・ 準 ・ 準 ・ 準 ・ 単 ・ 本 ・ で ・ 準 ・ で ・ 準 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で
			③判決書又は和解調書(十 五の項ハ)		・判決書・和解調書
職員	の人事に関する				
13	職員の人事に関する事項	(1) 大実程定変び経事施の又更そ緯	①立案の検討に関する調査 研究文書(十六の項イ) ②制定又は変更のための決 裁文書(十六の項) ③制定又は変更についての協議案理大臣とのの協議総文書(十六の項内閣総理大臣とかのののはいる。 関する文書(十六の項のとは、関する文書に対する文書に対する報題である。 「関連ののでは、「対するののでは、「対するののでは、「対するののでは、「対するのののでは、「対するのののでは、「対する、「対するのののでは、「は、「は、」、「は、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「は、」、「	10年	・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・規程案 ・協議案 ・回答書
		(2)職研実関計立検の職研関重経職兼許員修施す画案討他員修す要緯員業可ののにるなののそののにるな	①計画の立案に関する調査研究文書(十七の項) ②計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項) ③職員の研修の実施状況が記録された文書(十七の項) 職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書(十八の項)	3年	・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・計画案 ・実績 ・申請書 ・承認書

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		重経職のにるな 手支関重経	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書 及び当該決定に至る過程が 記録された文書 (十九の 項)	支限他給す分うがる又年ずり給そのにるをこで期はのれる制の支関処行とき間5いか問	・調書
その)他の事項			長い期 間	
14	4告示、訓令及 び通達の制定 又は改廃及び その経緯(1)告示の立 案の検討 その他の 重要な経 緯(1の 項から 13の項 までに掲	案 そ 重 緯 項 の の 要 (か の で る 1 3 で る 1 3 ま げ る で る	①立案の検討に関する審議 会等文書 (二十の項イ)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言
		を除 く。)	②立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)		・外国・自治体・民間 企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
			③意見公募手続文書(二十 の項イ)		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した 結果及びその理由
			④制定又は改廃のための決 裁文書 (二十の項ロ)		· 告示案
		(2)訓令及び	⑤官報公示に関する文書 (二十の項ハ)①立案の検討に関する調査	10年	・官報 ・外国・自治体・民間
		通立検の重経(1ののない)	研究文書(二十の項イ)	1 0 4	企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング
		項から 13 の項	②制定又は改廃のための決 裁文書 (二十の項ロ)		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		ま 掲 で ば る 除 く。)			· 公印規程案
15	予算及び決算に関する事項	(1) 歳歳継費越費国務 入出続、明及庫負 務負担	①歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する基礎がにその作製の基礎となった意思決定及び設定となった意思決定る過程が記録された文書(二十一の項イ)	10年	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書
		行見関書作の予関重に為積す類製他算す要はのにるのそのにるな	②財政法(昭和22年法律第34号)第20条第2項の予定経費要求書等並びにその作製の基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書(二十一の項ロ)		・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要 求書 ・予算決算及び会計令 第12条の規定に基 づく予定経費要求 等の各目明細書
		経緯	③①及び②に掲げるものの ほか、予算の成立に至る 過程が記録された文書 (二十一の項ハ) ④歳入歳出予算、継続費及 び国庫債務負担行為の配 賦に関する文書(二十一 の項ニ)		・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知
		(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	① 歳入及び歳出の決算報告書並にその作製の基礎となった意思決定を思決定を 基礎と当該意思決定を る過程が記録された 書(二十二の項イ)	5年	・歳子子 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当	保存期 間	具体例
		除 〈。)	項) ②会計検査院に提出又は送付した計算書及び証拠書類(二十二の項ロ) ③会計検査院の検査を受けた結果に関する文書(二十二の項ハ)		・計算書 ・証拠書類(※会計 検査院保有のものを 除く。) ・意見又は処置要求 (※会計検査院保有 のものを除く。)
			④①から③までに掲げるもののほか、決算の提出に至る過程が記録された文書(二十二の項ニ)⑤国会における決算の審査に関する文書(二十二の項ホ)		・調書 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措
16	機構及び定員に関する事項	機構又は定 員の要求に 関する重要 な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思 決定に至る過程が記録された文書(二十三の項)	10年	置 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員合理化計画
17	独等項	(1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	① では、	10年	・ 大気

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
	定行行にて度標下項いじの又更す案討他要緯独政通そののに報びその監関重経す政法あは目。こにて。制はにるのそのな「立法則の法規よ告検の指督す要緯る執人っ年」以のお同)定変関立検の重経「行人法他律定る及査他導にるな	①指導監督をからをするには、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	5年	・報告・検査・是正措置の要求・是正措置
18 政策評価に関する事項	行行評る成律号「法う条画検評0の一般政う価法1第)政」。のの討価条評機政に律38以策と)基立、法第価がのす平法 価 6計の策1項の	①政策評価法第6条の基本 7 条第三、 7 条第三、 7 条第三、 9 表第三、 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9	10年	・開催経緯 ・議事の料 ・議事資料 ・配付報告、最終報 ・中間報告 ・外国の料 ・生、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		作成その他 の実施更 する 経緯	該制定又は変更の通知に 関する文書(二十六の項 イ) ⑤評価書及びその要旨の作 成のための通知に関めの にこれらの通知に関めの はこれらの他当該作成の 全書記録された文書の 程が項に掲げるもの項 く。) (二十円の (本) (二十円の)		・通知・評価書・評価書要旨
			⑥政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)		・政策への反映状況案・通知
19	公共事業の実 施に関する事 項	直しれ業画関討とは轄てるののす、の調事実公事立る関協整業施共業案検係議及とさ事計に 者又び	①立案基礎文書(二十七の 項イ)	事了に特以年事価の業の係定後又後終日る日5は評了に	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約 束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
		事業の施工その他の重要な経緯	②立案の検討に関する審議 会等文書(二十七の項 イ) ③立案の検討に関する調査	係定後年ず長間 1る日1のれい 1、特以0いか期	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間
			研究文書 (二十七の項イ)		企業の状況調査 ・関係団体・関係者の ヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書
			価に関する文書(二十七 の項へ) ⑤公共事業の事業計画及び 実施に関する事項につい ての関係行政機関、地方 公共団体その他の関係者 との協議又は調整に関す		・評価書要旨・協議・調整経緯
			る文書(二十七の項ロ) ⑥事業を実施するための決 裁文書(二十七の項ハ)		・実施案

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
		⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ)		・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果
		⑧工事誌、事業完了報告書 その他の事業の施工に関 する文書(二十七の項 ホ)		・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表・工事成績評 価書
		⑨政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項へ)		・事業評価書 ・評価書要旨
20 栄典又は表彰に関する事項	栄はの又く重経(項掲も除く典表授は奪要緯5⑷げの。。	栄典又は表彰の授与又はは く奪のための決裁文書及び 伝達の文書 (二十八の項)	10年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
21 国会及び審議 会等における 審議等に関す る事項	(1) 国議のらのでげのく。 審1か0ま掲も除 のく。)	国会審議文書(二十九の 項)国会審議に関する文書 (議案の趣旨の説明、想定 される質問に対する回答が 記録された文書、審議の記 録を含む。)	10年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
	(2)審等のらのでげのらのでげのく。	審議会等文書 (二十九の 項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答 申、中間報告、最終 報告、建議、提言
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理 等	①行政文書ファイル管理簿 その他の業務に常時利用 するものとして継続的に 保存すべき行政文書(三 十の項)	常用 (無期 限)	・行政文書ファイル管理簿
		② 取得した文書の管理を 行うための帳簿(三十	5年	・受付簿 ・第24条第3項に規

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
			一の項)等 ③決裁文書の管理を行うための帳簿(三十二の項) ④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿(三十三の項)	20年	定する行政文書ファイ ル等の廃棄の記録 ・文書原簿 ・移管・廃棄簿
23	検査等に関する事項	法令は 会は 会を を は を は は り は り り り り り り り り り り り り	①法令に基づく報告及び検査の内容が記録された文書 ②法令に基づく違法行為等の是正その他必要とされる措置の内容が記録された文書	5年	・報告 ・検査 ・是正措置の要求 ・是正措置
24	試験に関する事項	試る討実者関(らまにのく、験立、施のす12で掲を。関の験受理経項の るげ除)	①立案の検討に関する審議 会等文書及び調査研究文 書	5 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付答申、最終答 ・即間答申、最終答 ・申、会議、表表 ・外国・自治体・査・・外国・のは、関係では、対してが
			②試験を実施するための決 裁文書 ③試験の記録について管理 する文書	効消る係定後 力滅日る日 5 5	・試験実施案 ・合格者名簿

	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
25	国際会議、外ことの協力との協力を関係を認力を関係を認力を関係を認力を関係を流に関係を流に関する。	国際国になる議のでは、又準と国の際協力には、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	① 重要な政策方針の決定 を伴う国際会議及び外 国政府又はこれに準ず る主体との協議に関す る文書	30年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・最終報告
	する事項	国際する 類な項の の の の は の は に 要 は の に の に の に の の に の の に の の に る に る 。 に 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に る 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	② 経済産業大臣又はその 代理が出席する国際会 議及び外国政府又はこ れに準ずる主体との協 議(①に掲げるものを 除く。)に関する文書	10年	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・最終報告
		< 。)	③ 政府開発援助、国際緊急援助に関する文書 (基本方針、計画、評価に関する文書)		・基本方針 ・基本計画 ・評価書
			④ 政府開発援助、国際緊急援助を実施するための決裁文書		・実施案
26	通商問題又は 国際経済紛争 に係る事項	通係又の国争重(らまるく商るは協際に要12でも。問題国国及済す経項の掲を配間間び紛る緯か項げ除	通商問題に係る多国間又は 二国間の協議及び国際経済 紛争に関する重要な経緯に 関する文書(25の項①及 び②に掲げるものを除 く。)	10年	・議事の記録 ・最終報告
27	統計に関する 事項	統計に関な は は は は は は は は は は は は は	① 統計の企画立案に関する 経緯が記録された文書 ② 統計の承認に関する経 緯が記録された文書	5年	・基本方針・基本計画・要領・承認申請書
		げるものを 除く。)	③ 統計の実施に関する経緯が記録された文書		・実施案 ・事務処理基準
			④ 調査票(記録媒体を問わず実査段階において作成・収集されたもの)	調則める又査にる推定い間調画め間	・調査報告書

	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
			⑤ 統計の集計結果に関する 文書		・調査票情報
			⑥ 統計の二次利用のための 調査票情報文書	20年	・調査票情報
			⑦ 統計の集計結果の正確性 の検証のための文書	永年	集計結果の作成に活用した統計及び行政記録情報
28	契約に関する事項	契約に関す る重要な程 は (1の項 から27の 項までにの ばるもの 除く。)	契約に係る決裁文書及びその 他契約に至る過程が記録され た文書	契終る係定後 約了日る日を 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	・仕様書案・協議・調整経緯

備考

- 一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする 懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提 出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他 審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 4 決裁文書 資源エネルギー庁の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を資源エネルギー庁の意思として決定し、又は確認した 行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
 - 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
 - 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会に おいて想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
 - 8 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣 会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準 ずる職員をいう。以下同じ。)で構成される会議
 - 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等 で構成される会議
 - 10 特定日 第16条第12項(施行令第8条第9項)の保存期間が確定することとなる日 (19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月 1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日と することが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及 び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであ ることから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が 記録された文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する課等の文書管理者に適用するものとする。

事項業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型(施行令別表の該当 項)	保存期間	具体例
---------	-----------------------------------	------	-----

- 五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に 至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行 政文書の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であるこ とを意味するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、 決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録され た文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄の とおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びそ	の経緯	
1 法律の制定又は改廃	(1)立案の検討	移管
及びその経緯	(2)法律案の審査	
	(3)他の行政機関への協議	
	(4)閣議	
	(5)国会審議	
	(6)官報公示その他の公布	
	(7)解釈又は運用の基準の設定	
2 条約その他の国際約	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で
束の締結及び経緯	(2)条約案の審査	定型化し、重要性がな

	(3) 閣議	いものは除く)
	(4) 国会審議	
	(5) 締結	
	(6) 官報公示その他の公布	
3 政令の制定又は改廃	(1)立案の検討	移管
及びその経緯	(2)政令案の審査	
	(3)意見公募手続	
	(4)他の行政機関への協議	
	(5) 閣議	
	(6)官報公示その他の公布	
	(7)解釈又は運用の基準の設定	
4 省令その他の規則の	(1)立案の検討	移管
制定又は改廃及びその	(2) 意見公募手続	
経緯	(3)制定又は改廃	
	(4)官報公示	
	(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関係行政機関の長で	構成される会議又は省議(これらに	準ずるものを含む。)の決
定又は了解及びその経緯		
5 閣議の決定又は了解	(1)予算に関する閣議の求め及び	移管
及びその経緯	予算の国会提出その他の重要	
	な経緯	
	(2)決算に関する閣議の求め及び	
	決算の国会提出その他の重要	
	な経緯	
	(3)質問主意書に対する答弁に関	
	する閣議の求め及び国会に対	
	する答弁その他の重要な経緯	
	(4)基本方針、基本計画又は白書	
	その他の閣議に附された案件	
	に関する立案の検討及び閣議	
	の求めその他の重要な経緯	
	(1の項から4の項まで及び	
	5の項(1)から(3)までに掲げる	
	ものを除く。)	
6 関係行政機関の長で	関係行政機関の長で構成される	移管
構成される会議(これ	会議の決定又は了解に関する立	
に準ずるものを含む。	案の検討及び他の行政機関への	
この項において同じ。)	協議その他の重要な経緯	
の決定又は了解及びそ		
の経緯	火送の油ウロは了細に関わて立	投 签
7 省議(これに準ずる ものを含む。この項に	省議の決定又は了解に関する立 案の検討その他の重要な経緯	移管
おいて同じ。)の決定又	条の検討ての他の重要な辞解	
は了解及びその経緯		
	L せ又は他の行政機関若しくは地方公	L 出団体に対して示す其準
の設定及びその経緯	ころは他や日め阪肉石しては地ガム	ハロザに対してかり坐牛
8 複数の行政機関によ	複数の行政機関による申合せに	移管
る申合せ及びその経緯	関する立案の検討及び他の行政	

	機関への協議その他の重要な経	
	緯	of the finisher
9 他の行政機関に対し	基準の設定に関する立案の検討	移管
て示す基準の設定及び	その他の重要な経緯	
その経緯	甘淮の記字に胆士フェ字の松計	投 签
10 地方公共団体に対して示す基準の設定及	基準の設定に関する立案の検討 その他の重要な経緯	移管
びその経緯	ての他の重要な辞解	
個人又は法人の権利義務の	 車 及 バ 之 の 紋 結	
11 個人の権利義務の	(1)行政手続法第2条第8号ロの	移管
得喪及びその経緯	審査基準、同号ハの処分基準	19 目
内段及びこの腔臓	及び同号ニの行政指導指針及	
	び同法第6条の標準的な期間	
	に関する立案の検討その他の	
	重要な経緯	
	(2) 許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ
	()	以外は廃棄。以下同
		じ。)
		・国籍に関するもの
	(3)不利益処分に関する重要な経	廃棄
	緯	
	(4)補助金等の交付に関する重要	以下について移管
	な経緯	・補助金等の交付の要件
		に関する文書
	(5)不服申立てに関する審議会等	以下について移管
	における検討その他の重要な	・法令の解釈やその後の
	経緯	政策立案等に大きな影
		響を与えた事件に関す
		るもの
		・審議会等の裁決等につ
		いて年度ごとに取りま とめたもの
	 (6) 国又は行政機関を当事者と	以下について移管
	する訴訟の提起その他の訴訟	・法令の解釈やその後の
	に関する重要な経緯	政策立案等に大きな影
	に以うる主文な配牌	響を与えた事件に関す
		るもの
12 法人の権利義務の	(1)行政手続法第2条第8号ロの	移管
得喪及びその経緯	審査基準、同号ハの処分基	
	準、同号二の行政指導指針及	
	び同法第6条の標準的な期間	
	に関する立案の検討その他の	
	重要な経緯	
	(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管
		・運輸、郵便、電気通信
		事業その他の特に重要
		な公益事業に関するも
		・公益法人等の設立・廃
		止等、指導・監督等に

		関するもの
	(3)不利益処分に関する重要な経	以下について移管
	緯	・運輸、郵便、電気通信
	/1	事業その他の特に重要
		な公益事業に関するも
		の
		・公益法人等及び公益信
		託に関するもの
	(4)補助金等の交付(地方公共団	以下について移管
	体に対する交付を含む。) に	・補助金等の交付の要件
	関する重要な経緯	に関する文書
		・補助事業等実績報告書
		に関するもの
	(5)不服申立てに関する審議会等	以下について移管
	における検討その他の重要な	・法令の解釈やその後の
	経緯	政策立案等に大きな影
		響を与えた事件に関す
		るもの
		・審議会等の裁決等につ
		いて年度ごとに取りま
	(a) = + 1, k= -1, kk == 2, \ldots + -k 2	とめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者と	以下について移管
	する訴訟の提起その他の訴訟	・法令の解釈やその後の
	に関する重要な経緯	政策立案等に大きな影響なります。
		響を与えた事件に関するもの
職員の人事に関する事項		<u>るの</u> り
13 職員の人事に関する事項	(1) 人事評価実施規程の制定又	移管
る事項	は変更及びその経緯	
	(2)職員の研修の実施に関する計	 廃棄
	画の立案の検討その他の職員	※別表第1の備考二に掲
	の研修に関する重要な経緯	げるものも同様とす
	(3)職員の兼業の許可に関する重	る。
	要な経緯	(ただし、閣議等に関わ
	(4)退職手当の支給に関する重要	るものについては移
	な経緯	管)
その他の事項		
14 告示、訓令及び通	(1) 告示の立案の検討その他の	廃棄
達の制定又は改廃及び	重要な経緯(1の項から13	
その経緯	の項までに掲げるものを除	
		N(T) > > < 1/4 hb
	(2) 訓令及び通達の立案の検討	以下について移管
	その他の重要な経緯(1の項	・行政文書管理規則その
	から13の項までに掲げるも	他の重要な訓令及び通
	のを除く。)	達の制定又は改廃のた
1 5 圣符五水油 (本),明	(1) 塩 1 塩 1 炒 炒 土 4 円 1	めの決裁文書
15 予算及び決算に関	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明	以下について移管・財政法第17条第2項
する事項	許費及び国庫債務負担行為の目標に関する事類の佐制その	・財政法第17条第2項の規定による造入造出
	見積に関する書類の作製その	の規定による歳入歳出
	他の予算に関する重要な経緯	等見積書類の作製の基

(5の項(1)及び(4)に掲げるも 礎となった方針及び意 思決定その他の重要な のを除く。) 経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した 歳入歳出等見積書類を 含む。) · 財政法第20条第2項 の予定経費要求書等の 作製の基礎となった方 針及び意思決定その他 の重要な経緯が記録さ れた文書(財務大臣に 送付した予定経費要求 書等を含む。) ・上記のほか、行政機関 における予算に関する 重要な経緯が記録され た文書 (2)歳入及び歳出の決算報告書並 以下について移管 びに国の債務に関する計算書 財政法第37条第1項 の作製その他の決算に関する の規定による歳入及び 重要な経緯 (5の項(2)及び(4) 歳出の決算報告書並び に掲げるものを除く。) に国の債務に関する計 算書の作製の基礎とな った方針及び意思決定 その他の重要な経緯が 記録された文書(財務 大臣に送付した歳入及 び歳出の決算報告書並 びに国の債務に関する 計算書を含む。) ·財政法第37条第3項 の規定による継続費決 算報告書の作製の基礎 となった方針及び意思 決定その他の重要な経 緯が記録された文書 (財務大臣に送付した 継続費決算報告書を含 む。) · 財政法第35条第2項 の規定による予備費に 係る調書の作製の基礎 となった方針及び意思 決定その他の重要な経 緯が記録された文書 (財務大臣に送付した 予備費に係る調書を含

む。)

・上記のほか、行政機関

		における決算に関する
		重要な経緯が記録され
		主要な経緯が記録され た文書
1.6. 機構及水空具に期	機構及び定員の要求に関する重	移管
16機構及び定員に関		移官
する事項	要な経緯	The life
17 独立行政法人等に	(1)独立行政法人通則法その他の	移管
関する事項	法律の規定による中期目標	
	(独立行政法人通則法第2条	
	第3項に規定する国立研究開	
	発法人にあっては中長期目	
	標、同条第4項に規定する行	
	政執行法人にあっては年度目	
	標)の制定又は変更に関する	
	立案の検討その他の重要な経	
	緯	
	(2)独立行政法人通則法その他の	移管
	法律の規定による報告及び検	
	査その他の指導監督に関する	
	重要な経緯	
18 政策評価に関する	政策評価法第6条の基本計画の	移管
事項	立案の検討、政策評価法第10	
	条第1項の評価書の作成その他	
	の政策評価の実施に関する重要	
	な経緯	
19 公共事業の実施に	直轄事業として実施される公共	以下について移管
関する事項	事業の事業計画の立案に関する	・総事業費が特に大規模
	検討、関係者との協議又は調整	な事業 (例:100億円
	及び事業の施工その他の重要な	以上)については、事
	 経緯	業計画の立案に関する
		検討、環境影響評価、
		事業完了報告、評価書
		その他の重要なもの
		・総事業費が大規模な事
		業 (例:10億円以上)
		については、事業計画
		の立案に関する検討、
		環境影響評価、事業完
		の特に重要なもの
		- 0特に里安なもの - 工事誌
90 党曲切け主部に即	一	
20 栄典又は表彰に関	栄典又は表彰の授与又ははく奪 の重要な経緯(5の頂(4)に提ば	以下について移管
する事項	の重要な経緯(5の項(4)に掲げるまのな際と)	・栄典制度の創設・改廃
	るものを除く。)	に関するもの
		・叙位・叙勲・褒章の選
		考・決定に関するもの
		・国民栄誉賞等特に重要
		な大臣表彰に係るもの
		・国外の著名な表彰の授
		与に関するもの
21 国会及び審議会等	(1)国会審議(1の項から20の	以下について移管

		I
における審議等に関す	項までに掲げるものを除	・大臣の演説に関するも
る事項	⟨ 。)	の
		会期ごとに作成される
		想定問答
	(2)審議会等(1の項から20の	以下について移管
	項までに掲げるものを除	・審議会その他の合議制
	<.)	の機関(部会、小委員会
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	等を含む。)及び懇談会
		等行政運営上の会合に関
		するもの
22 文書の管理等に関	文書の管理等	以下について移管
する事項		・移管・廃棄簿
23 検査等に関する事	法令に基づく報告及び検査その	廃棄
項	他の指導監督(1の項から22	
	の項に掲げるものを除く)	
24 試験に関する事項	試験に関する立案の検討、試験	廃棄
	の実施、受験者の管理に関する	//L //
	経緯(1の項から23の項まで	
	に掲げるものを除く。)	DIT)
25 国際会議、外国政	国際会議、外国政府又はこれに	以下について移管
府又はこれに準ずる主	準ずる主体との協議、国際協力	・国際機関(IMF, IL
体との協議、国際協力	及び国際交流に関する重要な経	O, WHO等) に関する
及び国際交流に関する	緯(1の項から24の項までに	会議、又は閣僚が出席
事項	掲げるものを除く。)	した会議等であって、
		重要な国際的意思決定
		が行われた会議に関す
		る準備、実施、参加、
		会議の結果等に関する
		文書
		・国際機関(G7,G20,
		WTO,APEC等)及
		び外国政府又はこれに
		準ずる主体との協議に
		係る重要な経緯に関す
		る文書
		・政府開発援助、国際緊
		急援助の基本的な方
		針、計画、実施及び評
		価に関する文書
		・国賓等の接遇に関する
		文書のうち重要なもの
26 通商問題又は国際	通商問題に係る多国間又は二国	以下について移管
経済紛争に係る事項	間の協議及び国際経済紛争に関	・通商問題に係る多国間
	する重要な経緯(1の項から2	又は二国間の協議及び国
	5の項までに掲げるものを除	際経済紛争に関する重要
	()	な経緯に関する文書のう
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	な腔解に関する又音のプログラ
		り付に里安なもり
•	•	•

2 7	統計に関する事項	統計に関する重要な経緯(1の 項から26の項までに掲げるも のを除く。)	以下について移管 ・基幹統計調査及び一般 統計調査の企画立案に 関する文書、承認申請 書及び調査報告書
2 8	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯(1の 項から27の項までに掲げるも のを除く。)	廃棄

② 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度(例:政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、組織・定員、人事管理、統計等)について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	・基本計画 ・年間実績報告書等 ・施行状況調査・実態状況調査 ・意見・勧告 ・その他これらに準ずるもの
その他の事項	・年次報告書・広報資料・大臣記者会見録・大臣等の事務引継書

- 注 移管については、当該業務を主管する課等の文書管理者において行うものとする。
- (2) 政策単位での保存期間満了時の措置
 - ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など大流行により社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故、ナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オウム真理教対策)など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの

注1 東日本大震災関連の行政文書等の取扱いについては、平成24年4月1 0日付け内閣府大臣官房公文書管理課長通知「東日本大震災に関する行政 文書ファイル等の扱いについて」及び平成24年6月18日付け内閣府大 臣官房公文書管理課長・独立行政法人国立公文書館通知「東日本大震災に 関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考えについて」を参照すること。

注2 新型コロナウイルス感染症関連の行政文書等の取扱いについては、令和 2年3月10日付け内閣府大臣官房公文書管理課長「行政文書の管理にお ける「歴史的緊急事態」の決定について」、令和2年5月28日付け内閣府 大臣官房公文書管理課長通知「新型コロナウイルス感染症に係る事態への 対応に関する行政文書ファイル等の整理及び保存等の運用上の留意点につ いて(通知)」及び令和4年3月18日付け内閣府大臣官房公文書管理課長 通知の添付資料「コロナ関連の文書はきちんと残す!(見出し)」等を参照 すること。

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように 行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置 等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先端的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

考え方に基づき対処する。

昭和27年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほ か、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘 密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令及び重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各課等において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管することとする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の 措置を設定することは可能とする。
- ②「移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1.【I】~【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある(例:直轄事業として実施される総事業費 10 億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等)。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解 に資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせて まとめ、移管することとする。